

○市原市物品及び特定役務の調達に係る企画提案(プロポーザル)方式実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市原市が発注する物品及び特定役務の調達(建設工事に係る調査、設計等の委託業務を除く)に関し、契約の相手方を企画提案(以下「プロポーザル」という。)方式により特定する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「プロポーザル方式による契約」とは、本市が発注する物品及び特定役務の調達について、事業者等の参加意欲を反映させ、加えてその業務適性を的確に把握するためにあらかじめ業務内容及び参加資格を公示し、複数のものからその契約内容についての提案を募り、事業内容として優秀で、しかも本市にとって最も有利な提案をした者を契約の相手方に決定する方式のことをいう。

2 この要綱において「職務執行者」とは、市長又は別に定めるところにより、プロポーザル方式による契約方法を承認する事務を委任された者並びにこれらの事務を専決する権限を与えられた者をいう。

(対象業務)

第3条 市長は、特別な物品の調達、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする業務のうち適当と認めたものについて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により競争入札によることなくプロポーザル方式により契約の相手方を選定することができるものとする。

(決裁手続)

第4条 事業担当課の長は、契約の相手方をプロポーザル方式により選定しようとするときは、あらかじめプロポーザル方式によることの適否及び参加資格を特定役務の調達においては、設計承認伺の決裁後に、また、特別な物品の調達においては、仕様書、予定価格設定資料作成後に、契約方法決議書を用い契約検査課長の合議を経て職務執行者の決裁を受けなければならない。

(審査会の設置)

第5条 事業担当課の長は、プロポーザル方式により契約の相手方を特定しようとするときは、企画提案内容等の適否及び受託者を適正に選定する審査のための企画提案審査会(以下「審査会」という。)を設置しなければならない。

第6条 審査会の審査員の数は7名以上とする。

2 審査員は市職員とする。ただし、必要に応じ、学識経験を有する者を選任できるものとする。

3 審査員は職務執行者が選任する。

4 審査員の任期は当該業務の契約の相手方の選定をもって終了とする。

5 審査会の庶務は当該物品及び特定役務の調達に係る課で行うものとする。

(参加者の公募)

第7条 事業担当課の長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね30日前に公募内容を、公示その他の方法により周知するものとする。

(参加者の要件)

第8条 企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止及び指名保留措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていない者

(2) 募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受

- けていない者又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされている者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされている者
- (5) 市原市に課税客体があるものにあつては、市税の滞納がない者
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない者
- (7) その他必要とする要件を満たしている者

(企画提案の参加申請)

第9条 プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案申請書に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 企画提案申請書の提出期限は、公示を開始する日の翌日から起算して概ね14日以上とする。

(参加者の選定)

第10条 審査会は、第8条に規定する要件に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者(以下「参加要請者」という。)を選定するものとする。

(選定結果の通知)

第11条 事業担当課の長は、第8条に規定する要件に基づき、参加要請者に対し企画提案書の提出を要請する通知を行うものとする。

第12条 事業担当課の長は、前条の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請しない

参加者に当該通知を行った日の翌日から起算して5日以内(市の休日を含まない)に非選定理由を求めることができる旨を記載した結果を通知しなければならない。

2 事業担当課の長は、前項により非選定理由を求められたときは、原則として請求日の翌日から起算して5日以内(市の休日を含まない)に書面により回答するものとする。

(企画提案に係る説明会の開催)

第13条 事業担当課の長は、第11条に基づく参加要請者への通知を行った日の翌日から起算して5日以内(市の休日を含まない)に企画提案に係る説明会を開催するものとする。

(受託者の選定)

第14条 審査会は、企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、物品及び特定役務の調達の内容に最も適すると認められる者を選定するものとする。

2 事業担当課の長は、第1項の審査結果に基づき、選定された者(以下「選定者」という。)及び選定されなかった者(以下「非選定者」という。)に書面により通知するものとする。

3 事業担当課の長は、前項の選定者及び非選定者に対する通知には、それぞれ選定された理由及び選定されなかった理由を付すものとする。

(企画提案書の提出者が多数の場合の受託者の選定)

第15条 事業担当課の長は、第11条に基づく企画提案書の提出が多数ある場合には、前条第1項に規定するヒアリング審査を実施する者の選定を行うため、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該物品及び特定役務の調達の内容に最も適すると認められる概ね5者以内の参加者を選定するものとする。

2 事業担当課の長は、前項の審議結果に基づき、選定された者及び選定されなかった者に書面により通知するものとする。この場合の通知は前条第3項の規定を準用す

る。

3 第1項により選定された者から受託者を特定するときは、前条の規定を準用する(但し、前条第1項の企画提案書の内容の審査及び評価を除く。)

(報告)

第16条 事業担当課の長は、受託者の決定後、速やかに契約検査課長に報告するものとする。

(補則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、契約検査課長の合議を経て、事業担当課の長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

[<戻る](#)